○議長(木下一己君) ただ今から、平成27年第4回下川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今の出席議員数は、8名です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長(木下一己君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番 春日隆司 議員 及び1番 近藤八郎 議員を指名いたします。

○議長(木下一己君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。 お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。 したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。
- ○議長(木下一己君) 日程第3 諸般の報告を行います。 報告事項は、お手元に配付しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。 以上で諸般の報告を終わります。
- ○議長(木下一己君) 日程第4 行政報告を行います。 町長。
- ○町長(谷 一之君) 行政報告を行う前に、本臨時会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

この時期、日一日と寒さも募ってまいりまして、冬の訪れを肌身に感じる季節になってまいりましたが、議員の皆様には時節柄、御多用のところ、本臨時会に御出席を賜りまして、心より感謝を申し上げる次第でございます。

本臨時会に提案させていただく議案につきましては、4件を予定しているところでございます。この後、行政報告1件も併せて報告させていただくところでございます。議員の皆様には、議案審査に当たりまして、さらなる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

10月2日から3日にかけ、北海道に大きな被害をもたらした低気圧による下川町の被害状況について、御報告を申し上げます。

この度の災害は、低気圧が急速に発達しながら道内に接近したため、台風並みの暴風が 発生したことにより、道内各地に大きな被害がもたらされたものです。

下川町における被害状況は、住宅物置や屋根等損壊が10か所。

農業関係では、ビニールハウス倒壊が5棟、一部損壊が29棟で、約1,000万円。牛舎・ D型倉庫の一部損壊が9棟。農作物では、トマトやキヌサヤなどが被害を受け、被害額は 現在調査中でございます。

土木関係では、町道などにおける倒木被害が16か所で、約70万円。

林業関係では、渓和町有林において被害面積 26ha で、約 3,000 万円。私有林においては、被害面積 15ha で、約 2,000 万円。

町有施設では、施設の一部損壊などの被害が 16 か所、約 300 万円で、調査中のものを除く全体の被害総額は、約 6,370 万円と想定されているところであります。

なお、災害対策といたしましては、速やかに災害対策会議を開催し、町内巡視を行い、 道路等交通安全の確保や倒木処理、損壊施設の固定、危険回避措置を行うなど、町民の生 命、財産を守るため、緊急に対策を講じたところでございます。

この度の被害のうち、特に緊急性を要するものの対応につきましては、今臨時会に補正 予算をお願いして対応をさせていただくこととしております。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長(木下一己君) 以上で行政報告を終わります。

○議長(木下一己君) 日程第5 議案第1号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(谷 一之君) 議案第1号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案 理由を申し上げます。

本案は、10月14日執行の第9次建設工事入札において、予定価格が5,000万円以上の契約につきまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

「まちおこしセンター建設工事(建築主体・機械設備)」につきましては、国の社会資本整備総合交付金の採択を受け、実施するものであります。

工事の概要につきましては、共栄町の旧駅前周辺に「まちおこしセンター」を建設する ものでございまして、木造平屋建て、延床面積が943.53 ㎡となります。

入札の経過につきましては、下川町建設工事等入札参加者指名選考委員会規程に基づき、9月29日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、6者を指名することに決定し、指名競争入札を行った次第であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど お願い申し上げます。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 宮澤議員。

○2番(宮澤清士君) それではですね、ただ今のまちおこしセンター建設工事について でありますけれども、これについての入札執行率を聞かせてほしいと思います。

○議長(木下一己君) 答弁を求めます。建設水道課長。

- ○建設水道課長(杉之下正樹君) 本工事においての落札率でございますが、99.6%でございます。
- ○議長(木下一己君) 2番 宮澤議員。
- ○2番(宮澤清士君) 落札率についてはですね、いつも思っているんですけれども、率 を聞くと 98%…大体 98 から 99…そのへんで固定しているように思われるんですけども、もっとなかには 70 があったり 80 があったりしていいんでないかと思うんですけれども、そのへんについて何かないでしょうか。
- ○議長(木下一己君) 建設水道課長。
- ○建設水道課長(杉之下正樹君) お答えします。基本的には入札で各会社が札という金額を入れるものですから、結果としての落札率という率は後で出てくるものでございます。それぞれ違うかたちの数字となっていることは確認されておりますが、今回の落札でございますが、一回目が予定価格に達しないかたちになりました。二回目で落札というかたちになりまして、今回の場合は非常に高い率での落札というかたちになっております。以上で終わります。
- ○議長(木下一己君) ほかに質疑ありませんか。 1番 近藤議員。
- ○1番(近藤八郎君) この案件については、6者を指名したという提案理由でございましたが、6者とはどういう業者なのか当然お分かりかと思いますので、業者名を教えていただきたいなと思います。
- ○議長(木下一己君) 建設水道課長。
- ○建設水道課長(杉之下正樹君) 単者が4者でございます。旭川が4者でございまして、高組、廣野組、橋本川島コーポレーション…申し訳ございません1者ちょっと手元にございません…。
- ○議長(木下一己君) 1番 近藤議員。
- ○1番(近藤八郎君) ちゃんと分かるやつで、ゆっくりやってください。
- ○議長(木下一己君) 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時 9分

再 開 午後 2時10分

- ○議長(木下一己君) 休憩を解き、会議を再開いたします。答弁を求めます。建設水道課長。
- ○建設水道課長(杉之下正樹君) まちおこしセンター建設工事(建築主体・機械設備) の指名業者を6者報告いたします。

「株式会社 高組」、「岩倉建設 株式会社」、「株式会社 廣野組」、「株式会社 橋本 川島コーポレーション」。次の2者につきましては共同企業体でございます。「盛永・丸 昭高橋・山形・黒川特定建設工事共同企業体」、最後になります「大野土建・金子・三賀 特定建設工事共同企業体」の6者でございます。

○議長(木下一己君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。 これから討論に入ります。 まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) なしと認めます。 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。 これから、議案第1号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。 したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第6 議案第2号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(谷 一之君) 議案第2号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案 理由を申し上げます。

本案は、10月14日執行の第9次建設工事入札において、予定価格が5,000万円以上の契約につきまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

「浄化センター中央監視装置改修工事(機器製作)」につきましては、国の社会資本整備総合交付金の採択を受け、実施するものであります。

工事の概要につきましては、平成8年に供用開始した下川浄化センター内の中央監視装置を更新するため、機器製作を行うものであります。

入札の経過につきましては、下川町建設工事等入札参加者指名選考委員会規程に基づき、9月29日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、3者を指名することに決定し、指名競争入札を行った次第であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。 7番 春日議員。

○7番(春日隆司君) 本案件につきまして、落札率と3者の業者名をお尋ね申し上げます。

- ○議長(木下一己君) 建設水道課長。
- ○建設水道課長(杉之下正樹君) 質問にお答えいたします。

落札率につきましては、94.9%、一回目の入札で落札されました。

指名業者でございます。「北海道三菱電機販売 株式会社」、「北海道富士電機 株式会社」、「株式会社 東日本計装」。以上の3者でございます。

○議長(木下一己君) ほかに質疑ありませんか。 1番 近藤議員。

○1番(近藤八郎君) 今の3者を指名されたということで分かったんですけども、この案件については、平成8年に設置、供用開始された浄化センターの中央監視装置を更新するという提案理由でございますが、これについては指名業者に対してメーカーを指定しているのか、あるいはそれ以外の…これ新たに機器の製作を行うということでございますので、受注してから製作するのか。内容的には平成8年供用開始すれば、当時設置したメーカーなり業者と随契を結ぶことが、かなり有利な方法でないかなというふうに思うわけですけれども、それについてあえて3者に指名をした経過についてお伺いしたいと思います。

- ○議長(木下一己君) 建設水道課長。
- ○建設水道課長(杉之下正樹君) 質問にお答えいたします。業者の指名に関しましては、 町で登録している業者というかたちの3者でございます。

また、内容的には、平成8年からの長い間でコンピュータ関係が相当に…時代が変わってきているということで、今の機械などを操作できるものというかたちで、その組み合わせるような内容の工事でございます。ものについては様々なメーカーのものを集めていくというようなかたちの施工というかたちになっております。内容的には、操作卓、それからプリンターが2台、それからプロセスの入出力盤というものが製作されるようなものでございます。これらが今現状の機械関係とあいまって、そこで操作ができる、また監視ができるというような内容でございますので、そういうものができる会社ということで3者選定して、入札を行ったわけでございます。

- ○議長(木下一己君) 1番 近藤議員。
- ○1番(近藤八郎君) ということになりますと、設計書というか…その機器を製作するに当たって、当然のように発注仕様書等が作られてから入札されると思うんですが、その発注仕様書については自前で作った発注仕様書なのか。その件についてお伺いしたいんですけども、お答え願います。
- ○議長(木下一己君) 建設水道課長。
- ○建設水道課長(杉之下正樹君) お答えいたします。設計を行ったかたちで設計書を作っております。前回…昨年度設計した内容について、本年度発注ということで、相場の価格の調査というものをそこの会社で行って、少し足りなくなりましたので、前回の議会の中で補正予算をさせていただきました。
- ○議長(木下一己君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。 これから討論に入ります。 まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。

これから、議案第2号を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。 したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長(木下一己君) 日程第7 議案第3号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(谷 一之君) 議案第3号 議会の議決に付すべき財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、10月5日執行の随意契約において、予定価格が700万円以上となった契約につきまして、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本財産の取得につきましては、誘致企業と連携した新たな木材活用の可能性を調査するものであり、木材低温乾燥技術の開発・加工、市場調査等を行うものであります。

随意契約の経過につきましては、下川町物品購入検討委員会規程に基づき、9月24日に開催いたしました物品購入検討委員会におきまして、木材低温乾燥技術を開発する「王子エンジニアリング株式会社」と随意契約することを決定し、見積りを徴収した次第であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど お願い申し上げます。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 近藤議員。

○1番(近藤八郎君) この財産の取得につきましては、王子の関係だという説明でございましたけれども、そこでお伺いしたいんですけども、随意契約ということになりますと、本来は指名競争入札、あるいは一般競争入札が最もふさわしいというふうに思っておりますけども、あえて随契とした理由について、地方自治法施行令の167条の2の規定のどこに該当するのか。かなり有利な条件で落札が期待できるというか…契約が期待できるということで示したと思うんですが、どういうふうな理由で随契としたのか、そこをまずお聞きしたいと思います。

- ○議長(木下一己君) 答弁を求めます。総務課長。
- ○総務課長(駒井英洋君) 自治法に基づき、下川町財務規則の全部を改正する規則の施

行について、第3節第1項第2号に基づく随意契約ということで、「契約目的物が代替性 のないものであるとき」に該当するものでございます。

その理由といたしましては、誘致企業である王子ホールディングスとの共同研究による 高品質な乾燥技術を用いた木材乾燥機ということで、王子エンジニアリングが開発、製造 するものでございまして、受注開発生産品であるためでございます。以上です。

○議長(木下一己君) 1番 近藤議員。

○1番(近藤八郎君) 先ほどの説明にもありましたけども、誘致企業との連携というかそういったところで、先駆性の機械を有している王子エンジニアリング 株式会社と随契することが最も代替性がなくて有利だという判断をされたというんですが、一見しますと、やっぱり今、王子ホールディングスが一の橋を中心にいろんな事業を展開されていることは私も承知しているんですが、そこが開発した機械をあえてまた地元の開発等に利用するという意味では、ちょっと誤解を招くこともあるんではないかなと。一般的な機械の購入をですね、自分の会社が開発したものを購入して、そこに貸し付けるというか与えるということについて、町が使うことになるんですけども、そういう意味では果たしてそういった機械がほかの業者ではありえなかったという判断で随契を結んだと思うんですが、そういったことの誤解がないようにですね、是非、気を付けながら随契は結んでいただきたいと。できれば見積書を徴収して、適正な価格が幾らであったのかということもしっかりと調査した上で、随契を結んでいただければと思っております。以上でございます。

○議長(木下一己君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 質疑なしと認めます。 これから討論に入ります。 まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) 特にないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。 これから、議案第3号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(木下一己君) 起立多数です。 したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。 ○議長(木下一己君) 日程第8 議案第4号「平成27年度下川町一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(谷 一之君) 議案第4号 平成27年度下川町一般会計補正予算(第4号)について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成27年度一般会計の第4回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ3,653万円を追加し、総額を53億1,967万円とするものであります。

今回の補正の要因につきましては、暴風被害によるもの、緊急を要するものなどによる ものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、先ほど行政報告いたしました、10月2日から3日にかけての発達した低気圧による暴風による被害では、町有林の風倒被害木の整理をはじめ、公共施設等の敷地内の風倒木処理、公営住宅等の屋根の修繕などの経費を計上しているところであります。

暴風被害以外の補正では、総務費で、バスターミナル合同センターの冷暖房設備の修繕。 商工労働費では、快適住まいづくり促進事業補助金を計上しております。

以上、補正予算の概要を申し上げましたが、これらの財源として、財産収入、繰入金、諸収入を充当しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど お願い申し上げます。なお、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろし くお願い申し上げます。

○議長(木下一己君) 総務課長。

○総務課長(駒井英洋君) 議案第4号 平成27年度下川町一般会計補正予算(第4号) の補正内容につきまして、議案第4号説明資料「補正予算概要書」により説明をさせていただきます。

今回の補正要因につきましては、暴風被害によるもの、緊急を要するもの等による補正 でございます。

はじめに、歳出の補正内容でございますが、総務費では、まず暴風被害によるものとしまして 42 万円を計上しております。内訳としましては、風で倒れましたバスターミナル合同センターのごみステーションと、にぎわいの広場看板の修繕料としまして 19 万円、及びバスターミナル合同センターの前庭の倒木処理手数料としまして 23 万円の計 42 万円でございます。

次は、緊急を要する補正となりますが、バスターミナル合同センターの冷暖房用配管及び循環ポンプ修繕に33万円を計上しております。

次に、衛生費でございますが、暴風により横転するごみステーションが数多くございましたことから、災害対応といたしまして、鉄杭による固定手数料 160 か所分、88 万円を計上しております。

次に、農林業費でございますが、暴風により土壌改良施設後熟棟屋根のビニールが剝がれたことによります張り替え修繕としまして42万円を計上しております。

2ページにまいりまして、林業費になりますが、暴風被害によりまして、渓和町有林風倒被害木整理委託料などに 2,575 万円を計上しております。被害面積は 26ha、被害木材積は 3,200 ㎡となっております。

次に、商工労働費でございますが、快適住まいづくり促進事業補助金としまして737万

円を増額計上しております。8月時点での聞き取り調査によりまして、9月補正で今後見込みを増額させていただいたところでございますが、その後も利用希望が多く、今後予定される分につきまして補正をお願いするものでございます。

次に、土木費でございますが、暴風によりまして、末広車庫、公営住宅、町営住宅の屋根等の鉄板が剝がれたものの修繕でございまして、33万円を計上しております。

次に、教育費では、暴風によりまして、小学校ハルニレの枝が折れたことに伴う処置手数料としまして 14 万円、桜ヶ丘アリーナ屋根…軒先部分の鉄板が剝がれたことによります修繕料 89 万円、合わせて 103 万円を計上しております。

次に、歳入の補正内容でございますが、財産収入では、町有林風倒被害木整理に伴う売 払収入としまして 2,387 万円を計上しております。なお、森林保険につきましては、額の 確定後に予算計上させていただきます。

3ページにまいりまして、繰入金では、財源調整のための財政調整積立基金繰入金1,206万円を計上しております。

諸収入では、建物災害共済金としまして、末広車庫、公営住宅、町営住宅、桜ヶ丘アリーナの暴風被害に係る共済金 60 万円を計上しております。なお、風水害による被害につきましては、被害額の 2 分の 1 の共済金となります。

以上で説明を終わります。

○議長(木下一己君) ただ今、提案理由の説明がありましたが、平成27年度下川町一般会計補正予算(第4号)の質疑については、はじめに議案書、次いで事項別明細書の歳出、歳入の順で行います。

はじめに、議案書について質疑ありませんか。

3番 斉藤議員。

○3番(斉藤好信君) 10月1日の夜半から2日、3日にかけての今回の暴風雨ですけども、1日の18時15分に発令となって、役場の方で災害対策会議を2日の8時30分と16時に行ってますよね。この後の…今いろいろ出ましたけども、総括的な災害対策会議というのはいつ行いましたか。災害対策会議は、この2回だけですか。その後の取りまとめというような会議というのは行わないんですか。

なぜこれを聞くかというと、5日…6日ですか、担当課の宮丸課長がちょうどいなくて、主幹に来ていただいて聞いた中で、僕が聞いたのはですね…今、挙がってきたのは公共施設、それから町営住宅、公営住宅が多いんですけども、私がその時聞いたのはですね、要するに町民の中にいる弱者…母子家庭とか独居老人とか、それから高齢者だけで住まわれている家庭の中で、そういう被害に遭われた方の把握ができているかどうかということを聞いたんですけども、その時点では把握してないということで、現在もですね、もう2週間ぐらい経ってますけども、そういう方は本当に…屋根の鉄板の剝がれたやつとかの処置ができなくて困っている方が数多くいます。そういう方の相談窓口というか…そういうことが一本化されているのか。それともそういう方から連絡がなければこっちからは手は打たないのか。やっぱり相談に乗ってあげて、現在も困っているわけですけども…ここでその言葉を出していいか分かりませんけども、弱った方の補助なりの手立てを行う考えがあるのかどうかをお聞きします。

- ○議長(木下一己君) 答弁を求めます。税務住民課長。
- ○税務住民課長(宮丸英之君) お答えいたします。今回の災害対策会議につきましては、10月2日の8時30分と16時の2回行っております。さらに3日におきましては、土曜日でしたが各担当が出勤いたしまして、再度見回りをして状況を把握し、取りまとめております。それを町長に報告したかたちで全体を取りまとめて把握している状況でございます。

個人の家屋等の損壊につきましては、被害報告を受けたものを取りまとめて、今回、報告しているところでございます。個人的な事情につきましては、報告がございませんので、今後そうしたことに対して必要があれば対応をすることになるようなことを考えてまいります。以上です。

- ○議長(木下一己君) 3番 斉藤議員。
- ○3 番(斉藤好信君) 母子家庭とかですね、夫婦ともに高齢者の方とか…独居老人の方もいますけども、それはまだ1軒も把握していないということですか。
- ○議長(木下一己君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(宮丸英之君) あくまでも今回は被害状況の報告を受けたものを取りま とめているところです。
- ○議長(木下一己君) 建設水道課長。
- ○建設水道課長(杉之下正樹君) 住宅の関係で、その時のお話が若干ありましたので、 私の方から報告させていただきます。

末広公区の方で1軒、屋根のトタンが飛んだという部分で、1軒のお尋ねがありました。 公営住宅等に入居できるかどうかというお話があったと思います。現在のところ、公営 住宅については、その時点では空き家はございませんでしたので、空き家がでたら入居で きる可能性はありますと答え、また、その方は下川に御家族がいらっしゃるというような 内容でございましたので、御家族の方とお話をしてですね、何らかのかたちが取れればと いう話もさせていただきました。その後、公区からのお話はございませんでした。また、 そのほかに空き家が2軒ございました。相当数のトタンが飛んだ家屋、それが中成南公区 で1軒でした。それから末広公区で幾分かのトタンが飛びそうだったという1軒。その2 軒、全部で3軒の住宅についての把握をしているところでございます。以上です。

- ○議長(木下一己君) 3番 斉藤議員。
- ○3番(斉藤好信君) 今、建設水道課からお話がありましたけども、保健福祉課の方で

は福祉関係の方の状況を把握していると思うんですけども、そういう方からお困りの相談とか、そういう感じの軒数とか、もしありましたらお願いします。

○議長(木下一己君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(栗原一清君) 私どもの関係では、今、建設水道課長が仰った方…1名の方なんですけども、屋根が損壊して今後の対応の仕方をお願いしたいということで、住宅についてはなかなか難しいということで、今現在…御家族もいるものですから、屋根の修繕等をしていただいて、そのまま入居していただくのが一番良いということでありましたけども、修繕するよりも施設に入った方が…ということで、今現在、町で指定管理している施設の方の入所を予定して、申し込みをされているとお聞きしているところでございます。

また、今の方のほかに2軒、末広の方なんですけども、元々屋根が老朽化しているということで、今回の風でトタンが飛んだということでございます。この方々に関しましても、国の援助が得られそうなかたちなものですから、11 月をめどにそちらの方に働きかけるということと、もう一方については、地域全体で見守られているお年寄りの方ですから、当初、屋根が飛んだときには近隣の方から消防に連絡があって、消防の方で応急措置をして、ブルーシートで補修をしてございます。今後、冬場に向けてですね、これに関しましては近隣の方と相談しながら、保健福祉課でも対応していきたいなと思っているところでございます。

合わせて3軒の報告があったので、その旨を税務住民課の方には報告しているところで ございます。以上でございます。

○議長(木下一己君) 質問を結びます。ほかに質疑ありませんか。4番 奈須議員。

○4番(奈須憲一郎君) それでは、予防的な観点からちょっとお伺いしたいと思います。 今回は災害が起きた後の事後的な予算措置ですが、そうした災害状況を把握する時点 で、これは日頃なり事前にこういったことが起こることを想定されていて、予防的な措置 を講じていれば防げたような破損などがなかったのか。点検しているときに、今回は破損 しなかったけど、これは注意しておかなければ次の災害に耐えられない…これから冬を迎 えて大雪などが予想されますが、今回の災害で少し傷んでいたところに大雪がきたこと で、また公共予算が浪費されるようなことがあってはならないと思いますので、そういっ た予防的な観点から点検が行われていたのかどうか、そういった指示があったのかどうか についてお伺いしたいと思います。

あと、今日、林業体験のバスツアーがあったところですが、特にこういった強風があった後の林内というのは、その時は枝が折れたりしてなくても、その後また雨などで落下する…それで過去には子供が体験していたときに枝が落ちてきて、死亡事故なども起きていますが、そういった観点から調査などを行い、注意喚起をした経緯があったのかどうか、

その点についてお伺いします。

○議長(木下一己君) 町長。

○町長(谷 一之君) 予防点検については常にパトロールをしておりますので、想定される災害でないところについては、かなりなところメンテナンスができているんではないかと認識しております。ただ、今回も想定されないものが結構ありまして、看板等、あるいはごみステーションなんかも今までにない強風だったものですから、これについては今回予算措置してますけども、しっかりと対応していきたいということで考えているところでございます。いずれにしても、ペンケの森林については、前回もそうでありましたけれども、地理的な問題もありまして、ここがどうしても集中的に被害を受けるというのがあります。ただ、森林については、予防していくというのは大変難しいところがあるものですから、そういう意味では事後処理についてしっかりやっていきたいなと思っています。以上です。詳細については課長の方から。

○議長(木下一己君) 税務住民課長。

○税務住民課長(宮丸英之君) 今回の町有施設の被害につきましては、倒木、あるいは建物の軒先のトタンの損壊といったものが主なものでございました。それらにつきましては、日頃のメンテナンスをしていても被害を免れなかったものであると考えております。ただし、今、町長がお答えしましたごみステーションにつきましては、今回の暴風で町内 160 か所のステーションのうち、40 か所程度が横転したりして被害を受けました。これにつきましては、それによって人命に影響するような被害も考えられることから、今回、160 か所全箇所において固定措置を講じることとして補正予算を計上させていただいております。以上です。

○議長(木下一己君) 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長(三条幹男君) 森林に関する部分でございますけれども、今ほど町長が申し上げましたとおり、森林が倒れないように予防するための方策というのはなかなか取れないわけでありますけれども、ただ、町有林に関しましては、なるべく尾根筋に防風帯のように広葉樹と針葉樹を混合させるような取組なども進めております。ただ、かなり時間が掛かるということでございます。

また、本日、町有林の林業体験バスツアーを開催して、渓和町有林の方へ行きまして、 高性能林業機械の視察を皆さんにしていただきました。これは当然、事前に林内を点検し てきておりますし、かつ、お客様に見ていただいた場所は、道路上から見ていただいてお りますので、直接林内に足を踏み入れるということはしておりませんので、基本的には安 全というふうに判断して実行しました。以上でございます。

○議長(木下一己君) 4番 奈須議員。

○4番(奈須憲一郎君) ただ今の答弁で理解いたしましたが、御承知のとおり、我が町は環境未来都市などの指定を受けて、地球温暖化などをはじめとするこの大きな環境の変動を緩和させるようなモデルの自治体として行動しているところですが、世界的にみて、この地球温暖化をはじめとする気候変動というのは激しさを増しておりまして、今までの想定で災害対策を立てるのでは間に合わなくなってきているのではないか、より想定レベルを引き上げて対処していく必要があるのではないかと考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長(木下一己君) 町長。

○町長(谷 一之君) 仰るとおりでありまして、今回、10月26日になりますけども…これまで全町にわたる防災訓練というのを実施しておりませんでした。今回は、中成北公区がこれまでも実施しておりますので、このフィールドを活用させていただいて、18公区全部の方々…町民全員ではございませんけれども、まず意識の高揚を図っていこうと、問題意識を持とうということで、18公区の皆さんにお集まりいただいて、全町の防災訓練をやっていきたいなと。そういう中で、またいろんな気付きが出てくるんではないかと感じております。

また、庁舎内においては、本部員会議もこれから頻繁に実施してまいりたいと考えておりますので、併せてそういう防災対策について、議会の方からもいろいろと提案や問題提起をいただければ幸いかと思っております。以上です。

○議長(木下一己君) 1番 近藤議員。

○1番(近藤八郎君) 今までお聞きしていますと、この災害関係の対応について、補正予算も出てると分かるんですが、今回はそれぞれの被害の具体的な箇所、あるいは被害額、そういったものをですね、これは公共施設も民間の住宅も含めていろんな把握をした段階での被害状況を一覧表にまとめたものがあれば、もっと速く進むんでないかと思うんですが、当然そういうものは用意していると思うんですけども、今回はそういう資料は一つもないんで、あれば出していただきたいのと、今回の行政報告の中でも、被害額は現在調査中ですとか、そういったものもあります。そういう意味では、もう一度ですね被害の内容を精査して、町道のどこがというところまで具体的に表記をして一覧表を出していただくと、もう少し審議がしやすいんでないかと思います。それがあるかないかという質問でございます。

それからもう一点は、先ほど宮丸課長が答弁の中で、ごみステーションの分については 人命に影響があってはいけないということで、緊急避難的に 160 か所…ここを固定すると いう方法でやるんですが、下川町のごみステーションの数が何個あって、そのうちにごみ ステーションを利用できる場所は何個あるのか。それとですね、今言ったごみステーショ ンについては、それぞれの地区利用者ごとに管理の状況が違います。脚が十分でなかった り、破損寸前のものもあるはずです。実際私もそういうものは目にしてます。そういった ものについては、当初、町の方あるいは衛生団体から補助を出してでも、ごみステーションを設置しているというのが実態のはずですが、そういったことについて、今回、ごみステーションのあるところだけそういう固定をするということ。それからステーションを置きたくても置けない場所については依然として大変な状況になっております。網を置いたりテントを置いたり、風が吹くたびに飛散をしたり、大変な状況にあります。そういう意味では、特定のステーションの置く場所だけそういう町費を投入した対応をするということは、危険を回避するという意味では大事かもしれませんけども、今一歩踏み込んで、このごみステーションの在り方を是非検討していただきたいと思うんですが、そのへんについては全体のステーションの在り方を調査したかどうかお尋ねいたします。

○議長(木下一己君) 税務住民課長。

○税務住民課長(宮丸英之君) お答えいたします。最初に御質問のあった、今回の被害 状況の一覧表でございますけども、一覧表はございます。

次にステーションについての御質問でございますけども、下川町内のごみステーションにつきましては、全町で193か所程度ございまして、そのうち33か所がステーションを置かずに網をかける状態で利用されているものでございます。160か所についてはステーションを設置しております。今回、固定処理をするものについては、その160か所全てを固定処理するものとしております。ステーションを置いていないところにつきましては、これはあくまでも地域住民の方が協議の上、そこにステーションを置く場合に、町は補助をして助成しているものでございます。そういったところからの要望というのはございませんので、そういうかたちを望んでいるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長(木下一己君) 1番 近藤議員。

○1番(近藤八郎君) そういう調査表があれば、この機会に出していただいた方がいいんでないかと思うんですが、出せれないんですか。

○議長(木下一己君) 町長。

○町長(谷 一之君) まだ調査中のものがあって、要するに関係機関から報告が来るものがありますよね、例えば農作物の被害状況とか、そういうのがきちっと出来たらできますけど、現在進行中で、現在の状況の中での資料なら出せます。そのかわり、まだ全体的な作物の被害だとかが出るのがまだどのぐらいかかるか分からないということです。

それともう一つ、ステーションについては、基本的には地域の方々が購入して、町が補助をして、管理をしていくと。本来は町がこういう具合に予算を全部みるというのはやりすぎなんです…実は。ただ、これがまた二次被害、三次被害があったときに、今度は人災になっていく可能性がある。それで今回は町が網をかけて、まずその地域の人達に了解を得て、固定化していくということですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長(木下一己君) 1番 近藤議員。

○1番(近藤八郎君) 私もそういった調査表…あるとは思ってなかったんですが、たまたま課長があるといったものですから、あればと思ったんですが、当然のように被害調査中ということもあります。

それから、今、町長の方から、ごみステーションのくだりについて考え方を述べられま したけど、正にそのとおりだと思うんです。ただですね、もう一歩踏み込むというか、町 長も考え方をしっかり持ってほしいのは、ごみステーションが在ります、置けないところ も在ります、でもこのごみ収集が始まって何十年もその地先の方はとんでもない不快感を 持っているんです。このへんを十分理解しないと、ステーションの在るところは地域で解 決するんですよ、設置するんですよ、それに対して町が若干の補助を出すんですよという けど、町が直接出すのと、衛生団体を通じて出すのと二通りあります。ある公区は、今回 の被害にかかわらず、やっぱり破損しているごみステーションを年次で補修していこう と、錆があったからペンキを塗ろうとか、脚が曲がっているから直すとか、今、これにか かる場合では1基つくるにも7~8万円掛かります。そういった状況の中で、ごみステー ションの場所はそれでいいです…考え方は、でも、ごみステーションの置けない国道です とか、そういうところについては、やっぱり町長が言うように地域の人がやるんであれば、 この際、思い切って下川のごみステーションは廃止して、戸別収集にすると。実際、名寄 ではそうです。そういうふうなことを…全体を検討するべきだと思うんですが、町長はス テーションに限って言ったので、それ以上言いませんし、これは質問ですので、私の意見 を言うわけにはいきませんけども、そういったことを理解していただきたいと思います。 以上です。

○議長(木下一己君) 町長。

○町長(谷 一之君) ありがとうございます。昨日、課長会議を開催させていただきまして、これまで公区との行政懇談会というのがしばらく開催されておりませんでした。そういう意味では、今後このごみステーションの問題だけではないんですけども、地域の中で様々な課題を取り上げてですね、そして今言ったような解決策をいろいろと見いだしていくことが必要ではないかと思っています。これは年度内に開催できるか、新年度からになるか、まだ昨日の会議が終わったばかりでございますので、起案していきたいと思いますけども、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長(木下一己君) ほかに議案書について質疑ありませんか。 7番 春日議員。

○7番(春日隆司君) 災害対策については、マニュアルに基づいて対策を講じていると思います。時系列をみますと、それぞれの警報・注意報が10月1日、18時15分、そして住民注意喚起が行政告知端末で10月2日、8時20分、そして速やかに災害対策会議を

10月2日、8時30分。マニュアルに基づいて実施していると思いますが、想定外の風速等もあったかと思いますが、10月1日、18時15分、注意報が出される前、または後、何らかの…課長会議…これマニュアルに基づくんでしょうが…災害対策会議等を開催する…設ける必要がなかったという判断の下に10月2日の災害対策会議になったのかということをお尋ねいたします。

また、何らかの措置が 10 月 1 日、18 時 15 分前後に行われた場合、この災害が最小限 …軽減されたということが予想されるところもあるんではないかというふうに思います。 あと、一般的でございますけども、施設の管理をいろいろ受けている場合は、やはり注意報が出るとなると事前に何らかの措置をされるというのが一般的でないかと思いますが、そのへんお尋ねいたします。

○議長(木下一己君) 答弁を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長(宮丸英之君) お答えいたします。今の春日議員の御指摘のとおり、暴風注意報が1日の18時15分、その段階ではその必要性は薄いだろうという判断でございました。予想以上の暴風となったことによって、2日に必要な対策を講じたところでございます。今後につきましては、今回の件を教訓といたしまして、最新の注意を払って予防等の対応措置を図っていきたいと考えております。

○議長(木下一己君) 7番 春日議員。

○7番(春日隆司君) 最近の全国的ないろんな動きをみますと、全て想定外、想定されないということでいろんな被害、災害が起きていると思います。是非、想定外を想定して、最大限…提案理由にもございますとおり、危機回避措置、町民の生命・財産を守るということで対応をしていただきたいというふうに思います。その点について御答弁をいただきたいと思います。

○議長(木下一己君) 町長。

○町長(谷 一之君) 御指摘のとおり、この想定外という範囲がどこまでなのかというのを我々もなかなか熟知していないところがあるんですけども、いずれにしても精一杯… 日頃の予防対策とかですね、あるいはまたそれに向けた対処の方法とか、こういうことは議論を重ねてまいりたいなと思っております。

また、当然、行政だけではできないものですから、住民の方や公区の方々に協力をしていただいて、そして住民の安全、安心を担保できるようにしてまいりたいなと思いますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(木下一己君) これで質疑を終わります。 次に、事項別明細書の歳出について質疑ありませんか。

2番 宮澤議員。

○2番(宮澤清士君) まず農林業費なんですけれども、暴風による被害で渓和町有林の風倒木被害の委託料ということで出ているんですけども、これは全伐するのと違って、被害に遭った木を処理するには非常に手間と時間が掛かると思います。また、現地の都合もあって、被害に遭っていない木は残していくというような対策を取られていくと思うんですけれども、それによってこの処理をいつまでに終わらせる計画なのか、当然年度内に終わらさなければいけないと思うんですけども、そうなった時に、業者の…それを処理してくれる人達の手間がそういうところに回っていくのかどうなのか。それと、それによって被害に遭った木が一般材に向くのか、パルプなのか、それともどちらも向かなくて木質原料施設にいく木がどれぐらいあるのか、そういう調査をされているのかということ。

それからですね、商工労働費で、快適住まいづくり促進事業補助金ということで、今回737万円補正が出てるんですけども、これは確か9月の補正で392万円ですね…この時には、住宅改修ほかで10件が26件に増えるということで説明があったと思います。ただ、今回、あれからまだなんぼも経っていないのに737万円補正となっております。これが果たして…ここでは実績及び見込みによる増額となっているんですけども、件数がどうなのか、何件がどうなったのかということを教えてほしいと思います。

それとですね、教育費です。暴風被害によるものということで、小学校ハルニレ処置手数料、それから桜ヶ丘アリーナ屋根修繕…桜ヶ丘アリーナの屋根修繕というのは、はっきり屋根修繕ということで分かるんですけども、ハルニレ処置ということは、これを樹木医に診てもらって処置をする手数料なのか、それとも暴風によって被害が出た木なり枝なり、そういうものを片付ける予算なのかを聞きたいと思います。校舎の前のハルニレは枝が折れかかっているのもあります。また裏の方にいけば、道路縁で非常に危険な状態になっている木があります。そういうものを処理する手数料なのか、それとも樹木医の手数料なのかということです。樹木医であるということであれば、被害に遭った木はそのままにしておくのかどうなのか、そのへんの内訳をお願いしたいと思います。

○議長(木下一己君) 森林総合産業推進課長。

○森林総合産業推進課長(三条幹男君) お答えいたします。まず、いつまでに整理をするかという御質問でございますけれども、複雑に重なり合って倒れておりますので、これを雪が降った以降に引っ張り出そうとしてももう無理でございます。したがいまして、予算をいただきましてから早急に被害木を整理して、まずは根ばなしといいます…根むくれをした木の根っこを外して、そしてそれを一つの場所に…土場に集積をすると。一定程度雪が降ってからでも、集積をすれば処理をしていけるというふうに考えてございますので、そういう意味では早急に事業を進めていきたいと思っています。

また、業者さんの対応ができるのかという御質問だと思いますが、今現在、主伐事業も若干残ってございますし、また9月の補正でいただきましたウダイカンバの病害虫の被害木の整理もまだ残ってございます。ただ、業者さんの方に、その事業量も含めて今後の事業の予定も確認をさせていただきまして、何とかやっていけるということをいただきましたので、今回予算を計上させていただきました。

さらに、被害の調査の関係でございますが、今はやりのドローンを空に飛ばしてですね、 航空写真と合わせながら調査をして、かつ、目視で現場の状況を確認してまいりまして、 倒れている木は根むくれ…根っこがついたままバタンと倒れている木が多くございまして、いわゆる幹の途中から折れている木というのは少なくみえてますので、出材の材としてはですね一般材と変わらないものというふうに考えてございます。以上です。 ○議長(木下一己君) 議事進行上、ちょっと整理をさせていただきたいと思いますが、 風倒木関係…町有林関係の被害のことで、関連で質問があればいただきたいと思います が。いいですか。

2番 宮澤議員。

- ○2番(宮澤清士君) 風倒木被害について早急に処理ができるように早急な対応をお願いしたいと思います。
- ○議長(木下一己君) それでは、次に商工労働費に移りますが、よろしいですか。 環境未来都市推進課長。
- ○環境未来都市推進課長(長岡哲郎君) 快適住まいづくり促進事業に係る補助でございます。9月補正で増額をお願いした後、要望等が住民の皆さんから挙がっていたり、事業者等々のヒアリングを受けたところ、住宅の改修につきまして、現行予算で26件というところでございましたけれども、これが4件プラス。また、地域材の利用については1件プラス。住宅の解体につきましては、5件の予定でございましたけれども、今後9件の要望があります。それとともに、木質バイオマス機器、薪ストーブ、ペレットストーブ等の機器補助で4件の要望がございます。以上でございます。
- ○議長(木下一己君) 2番 宮澤議員。
- ○2番(宮澤清士君) この件については、新たな要望で増えたということなんですね。 9月にみたやつを精査したことによって出たものではないということですね。新たに出 たものということでいいんですね…分かりました。
- ○議長(木下一己君) 商工労働費…いいですか。 1番 近藤議員。
- ○1番(近藤八郎君) 関連ですが、担当課としては、これは非常に評判の良い制度で需要も多いと。したがって毎回のようにというか…当初よりも多く補正が出てくるというのは喜ばしいのか、担当としては円滑にしてるんでないかというふうに思っていると思うんですが、一方、財政担当の方はですね、こんなふうに毎回のように出てくることについて、その対応については当然議論されたと思うんですが、ここで町長に基本的にお聞きしたいんですけども、この関係については、多分駆け込み需要もあるんではないかと思うんです…年次の関係で。そうすると、また12月、あるいは年度末というところでこういった補正が出てきた場合に、その都度実績なり見込みが増えたと言って予算を増額していくのか、あるいはある一定の時期を区切って、今年度分についてというか…これについてはもう終わりというようにしていこうとするのか、あるいは全く制度を変えてやっていこうとするのかをですね、そのへんについて町長の考え方が一番注目の集まるところだと思いますので、是非お考えを聞かせていただきたいと思います。
- ○議長(木下一己君) 町長。
- ○町長(谷 一之君) 仰るとおり、この条例につきましては、来年3月で一定程度時限を迎えることになります。そういう意味では、それを認識している住民の方は駆け込みの方もいらっしゃるかもしれません。ただ、この趣旨が、地域のいろんな住宅整備をしながら快適な生活をしていただこうというところにありますので、多くの方々に利用していた

だくというのが趣旨かなと思っておりますので、今後も年度内においては、需要があるんであれば補正を組んでまいりたいなと思っております。ただ、新年度からの新しい条例については、これを継続していくかどうか、また内容等についていろいろと改定をしていけばいいのかどうかというのも、これもしっかりと判断をして、早ければ 12 月…3 月の議会には最終的にかけれるようにしてまいりたいと思いますので御理解いただきたいと思います。

○議長(木下一己君) 商工労働費はいいですか。それでは次、教育費の答弁を。 教育課主幹。

○教育課主幹(今井真司君) 教育費の小学校ハルニレ処置手数料の内容ですが、こちらにつきましては、指定文化財ハルニレの治療の費用となっております。治療につきましては、西側の大枝、下側の大枝が1本折れまして、それがちょうどほかの枝に支えられているような状態になっておりました。週が明けて次の週の6日に樹木医さんに来てもらいまして、どういった処置ができるかという相談をいたしまして、その結果、その枝を取ってもらった後、木の皮のところですが少し剝けているところがありますので、こちらのほうに防腐剤と固定する剤を入れまして、留めまして、それを固定していくという治療を行う計画で予算を挙げております。なお、それ以外の小中学校にも風倒木被害がたくさん出ましたので、こちらにつきましては同じく10月10日、土曜日ですが、倒れた木につきましては全て取り除いているところでございます。こちらにつきましては、既存の予算を利用いたしまして、処理を進めているところでございます。

○議長(木下一己君) 2番 宮澤議員。

○2番(宮澤清士君) それではこの件については、風で被害を受けた木については全て 処理できるということですね。小学校の南側の倒れかけている木も入っているということ でいいんですね。

○議長(木下一己君) 教育長。

○教育長(松野尾道雄君) 今回の既存予算で執行した部分の中におきまして、小学校南側の部分でございますが、風倒しかけているものについては処理しております。ただ、枝が町道の方に張り出しているような部分もございます。それらについては、新年度に向けて予算措置をしまして進めていきたいと。理由としましては、卒業の際の記念樹などもある可能性があるというようなことから、すぐにですね間引きをするとか、枝払いをするというのは、ちょっと今、猶予をいただいているという状況でございます。

○議長(木下一己君) 2番 宮澤議員。

○2番(宮澤清士君) そういう対策を講じているということは非常に良いことなんですけれども、やはりあのように通学路となり、住民が常に通るし、車も通るところです。そういうことで特に道路に出ている枝やなんか、先ほどの渓和森林公園の関係でもありましたけども、枝が落ちてきて怪我をするとかそういうことがないようにですね、そして住民に被害を及ばさないようにそういう処置を今後ともやっていってほしいと思います。以上で終わります。

○議長(木下一己君) 歳出、ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 歳出の質疑を終わります。 次に、歳入について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下一己君) 特にないようですので、これで質疑を終わります。 質疑なしと認め、これから討論に入ります。 まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長(木下一己君) 討論なしと認めます。 これから、議案第4号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- ○議長(木下一己君) 起立多数です。 したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(木下一己君) 日程第9 「議員の派遣について」を議題といたします。 お諮りします。

一般社団法人イクレイ主催による第2回日欧都市交流会議に、奈須憲一郎議員を派遣させたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(木下一己君) 異議なしと認めます。 したがって、奈須憲一郎議員を派遣することに決定いたしました。
- ○議長(木下一己君) 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成27年第4回下川町議会臨時会を閉会いたします。

午後3時18分 閉会